

## 後援名義使用承認基準（私学課）

私学課所管に係わる事業（他課分掌のものを除く。）について、大阪府の後援名義の使用承認の依頼があったときは、下記の基準により、その承認ができるものとする。

但し、「将来ビジョン・大阪」（平成20年12月24日策定）に掲げられた「職業教育ナンバー1」に係る事業については、別に定める。

### 記

#### 1 使用承認の基準

##### (1) 主催者

主催者の存在及び基礎が明確で責任者との連絡が容易にとれる状況にあり、かつ、事業執行能力が十分であると判断できる団体等であって、次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 公共的な団体又はこれに準ずる団体等であって、政治又は宗教に係わるものでないこと。
- ② 私学教育の振興に貢献した実績のある団体等で、大阪府教育長が適当と判断するもの。

##### (2) 事業内容

次の各号に該当する事業内容であって、後援名義の使用承認を行うことが適当と認めるものであること。

- ① 大阪府内の私学教育の振興に広く寄与し公益性のある事業で、広く地域貢献に寄与するものであること。
- ② 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利用されていると受け取られる可能性が予見できるものでないこと。
- ③ 原則として大阪府内で開催され、参加対象者又は事業の効果が広範にわたること。ただし、特定の学校の振興を図ると受け取られる可能性が予見できる場合は除く。
- ④ 事業名に個人名・企業名を冠するなど、特定個人等の支援等を内容とする事業及びこれに準ずる内容が含まれる行事でないこと。ただし、事業内容から個人名等を使用することが不可欠と認める場合は除く。
- ⑤ 原則として府民が自由に参加できる事業であること。
- ⑥ 営利目的でないこと。また事業中にいかなる目的でも資金集めをしないこと。
- ⑦ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- ⑧ その他、後援名義の使用承認を行うことが、府政の運営上不適当と認められるものがないこと。

##### (3) その他の基準

次の各号に該当すること。

- ① 入場料、参加料等を徴収する場合は参加者に過度の負担とならない額であること。
- ② 金品の寄附、援助又は事業参加等の強要が行われないこと。
- ③ 事業の開催場所は公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。
- ④ 過去に後援名義使用承認の条件に違反したことがないこと。

## 2. 使用承認の手続き等

- (1) 後援名義の使用承認については、別紙により大阪府教育長あてに申請させること。
- (2) 事業の期間、場所、内容等が詳細にわかる事業計画書等を添付させること。
- (3) 後援名義の使用承認にあたっては、必要な条件を附して承認すること。

## 3. 事業の報告

- (1) 事業終了後、1か月以内に資料等を添えて、その結果について報告させること。
- (2) 事業を変更する場合は、あらかじめ承認を得させること。
- (3) 事業を中止した場合は、理由を添えて速やかに報告させること。

## 4. 後援名義の承認取消し等

上記基準に定める内容に適合しなくなり、又は承認に附した条件に違反した場合は、当該使用承認の取消し又は以後後援名義の使用承認をしないことができるものとする。

附則 この基準は、平成28年4月28日から施行する。